

公益財団法人足立区生涯学習振興公社個人情報保護規程

第1章 総則

(目 的)

第1条 本規程は、公益財団法人足立区生涯学習振興公社（以下「公社」という。）が保有する個人情報につき、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）その他関連法規の趣旨の下、これを適正に取り扱い、区民その他の個人の権利利益を保護するための基本となる事項を定めることを目的とする。

2 個人情報等の管理については、「公益財団法人足立区生涯学習振興公社個人情報等管理規程」の定めるところによるものとする。

(定 義)

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 「個人情報」 生存する個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）。

イ 個人識別符号が含まれるもの。

(2) 「個人識別符号」 次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、個人情報保護法（同法が委任する命令及び規則等を含む。）で定めるものをいう。

ア 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの。

イ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別す

- ることができるもの。
- (3) 「要配慮個人情報」 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして個人情報保護法（同法が委任する命令及び規則等を含む。）で定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- (4) 「個人情報データベース等」 個人情報を含む情報の集合物であって、
i 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの及び ii これに含まれる個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの（利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして次のいずれにも該当するものを除く。）をいう。
- ア 不特定かつ多数の者に販売することを目的として発行されたものであって、かつ、その発行が法又は法に基づく命令の規定に違反して行われたものでないこと。
- イ 不特定かつ多数の者により随時に購入することができ、又はできたものであること。
- ウ 生存する個人に関する他の情報を加えることなくその本来の用途に供しているものであること。
- (5) 「個人情報取扱事業者」 個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。
- ア 国の機関
- イ 地方公共団体
- ウ 独立行政法人等（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人等その他の法に定める独立行政法人等をいう。以下同じ。）
- エ 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）
- (6) 「個人データ」 個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- (7) 「保有個人データ」 開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
- ア 当該個人データの存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの。
- イ 当該個人データの存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの。
- ウ 当該個人データの存否が明らかになることにより、国の安全が害され

るおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの。

エ 当該個人データの存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの。

- (8) 「本人」 個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- (9) 「仮名加工情報」 次に掲げる個人情報の区分に応じて当該項目に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。
- ア 本条(1)のアに該当する個人情報については当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること(当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)
- イ 本条(1)のイに該当する個人情報については当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)
- ウ その他、個人情報に含まれる利用されることにより財産的被害の生ずるおそれがある記載等を削除すること(当該記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)
- (10) 「匿名加工情報」 次に掲げる個人情報の区分に応じて当該項目に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。
- ア 本条(1)のアに該当する個人情報については当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること(当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)
- イ 本条(2)のイに該当する個人情報については当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)
- (11) 「個人関連情報」 生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。
- (12) 「個人関連情報データベース等」 個人関連情報を含む情報の集合物であって、特定の個人関連情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの、または、これに含まれる個人関連情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人関連情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものをいう。
- (13) 「個人関連情報取扱事業者」 個人関連情報データベース等を事業

の用に供している者をいう。ただし、国の機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人を除く。

(基本理念)

第3条 公社は、個人情報、区民その他の個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いを図るものとする。

(適用範囲)

第4条 本規程は、コンピュータ処理をなされているか否か、及び書面に記録されているか否かを問わず、公社において処理されるすべての個人情報、個人データ及び保有個人データ（以下「個人情報等」という。）の取扱いにつき定めるものとし、公社の業務に従事するすべての構成員（公社の組織内にあって直接間接に公社の指揮監督を受けて公社の業務に従事している者等（雇用関係にある従業員（常勤職員、再任用職員、再雇用職員、非常勤職員及び臨時職員等）のほか、評議員、理事、幹事、派遣労働者、放課後子ども教室実行委員及び放課後子ども教室安全管理員等を含む。）をいう。以下同じ。）に対しこれを適用するものとする。

第2章 個人情報等の取扱いについて

第1節 個人情報等の利用について

(利用目的の特定)

第5条 公社は、個人情報を取り扱うにあたっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

2 公社は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的による制限)

第6条 公社は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 公社は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱わない。

3 前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

(1) 法令に基づく場合。

- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(適正な取得及び利用)

第7条 会社は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

2 会社は、要配慮個人情報に関しては、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意なしに取得してはならない。

- (1) 法令に基づく場合。
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

3 会社は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(取得に際しての利用目的の通知等)

第8条 会社は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表する。

2 会社は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示する。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 会社は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表する。

4 前3項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

- (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合。
- (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合。
- (3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合。

第2節 第三者提供の制限

(第三者提供の制限)

第9条 会社は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供しない。

- (1) 法令に基づく場合。
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (5) 提供先の第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

2 会社は、第三者に提供される個人データ（要配慮個人情報、第7条第1項の規定に違反して取得されたもの若しくは他の個人情報取扱事業者から法に基づき本項の方法により提供されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を除く。以下この項において同じ。）について、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会規則（個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）をいう。以下同じ。）に定める所定の方法により、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

- (1) 会社の名称、住所及び代表者の氏名

- (2) 第三者への提供を利用目的とすること
 - (3) 第三者に提供される個人データの項目
 - (4) 第三者に提供される個人データの取得方法
 - (5) 第三者への提供の方法
 - (6) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること
 - (7) 本人の求めを受け付ける方法
 - (8) 第三者に提供される個人データの更新の方法
 - (9) 当該届出に係る個人データの第三者への提供を開始する予定日
- 3 会社は、前項第1号に掲げる事項に変更があったとき又は同項の規定による個人データの提供をやめたときは遅滞なく、同項第3号から第5号まで、第7号ないし第9号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。
- 4 個人情報取扱事業者は、第2項の規定による届出があったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該届出に係る事項を公表しなければならない。前項の規定による届け出があった場合も、同様とする。
- 5 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、第1項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
- (1) 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合。
 - (2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合。
 - (3) 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。
- 6 会社は、前項第3号に規定する個人データの管理について責任を有する者の氏名、名称若しくは住所又は法人にあっては、その代表者の氏名に変更があったときは遅滞なく、同号に規定する者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとするときあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(外国にある第三者への提供の制限)

第10条 前条にかかわらず、会社が外国（本邦の域外にある国又は地域をい

- う。以下同じ。)にある第三者に個人データを提供する場合は、前条第1項各号に該当する場合を除き、あらかじめ当該外国の第三者への提供を認める旨の本人同意を得なければならない。この場合、あらかじめ本人に対し、①当該外国の名称、②適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報保護に関する制度に関する情報、及び③当該第三者が講ずる個人情報保護のための措置に関する情報を提供しなければならない。
- 2 前項にかかわらず、個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定める外国にある第三者に個人データを提供する場合には、前条を適用するものとする。
 - 3 第1項及び前項にかかわらず、外国にある事業者が適切かつ合理的な方法により、個人情報保護法第4章第2節の規定の趣旨に沿った措置(以下「相当措置」という。)を講じている場合であって、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供することとされている場合には、前条を適用するものとする。

(第三者提供をする際の記録)

- 第11条 会社は、個人データを第三者に提供したときは、第三者提供に係る記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第9条第1項各号に該当する場合又は同条5項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- 2 第三者に個人データの提供をする場合の記録の作成方法は、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成する方法によるものとする。
 - 3 前項の記録は、次項又は第5項に該当する場合を除き、第三者に個人データの提供をした都度、速やかに作成しなければならない。
 - 4 第2項の記録は、当該第三者に対し継続的に若しくは反復して個人データの提供(第9条第2項の規定による提供を除く。)をしたとき、又は当該第三者に対し継続的に若しくは反復して個人データを提供することが確実であると見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。
 - 5 第2項の記録は、本人に対する物品又は役務の提供に関連して当該本人に係る個人データを第三者に提供した場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に記録すべき事項が記載されているときは、当該書面をもって第三者から個人データの提供を受けたときの記録に代えることができる。
 - 6 第9条第2項から第5項までに基づき個人データを第三者に提供した場合は以下の事項を記録するものとする。
 - (1) 当該個人データを提供した年月日
 - (2) 当該第三者の氏名又は名称その他の当該第三者を特定するに足りる事

項（不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨）

- (3) 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項
 - (4) 当該個人データの項目
- 7 第9条第1項又は前条に基づく本人の同意を得て個人データを第三者に提供した場合は以下の事項を記録するものとする。
- (1) 本人の同意を得ている旨
 - (2) 当該第三者の氏名又は名称その他の当該第三者を特定するに足りる事項（不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨）
 - (3) 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項
 - (4) 当該個人データの項目
- 8 第6項及び前項の記載事項のうち、第2項から第5項までの方法により作成した記録（保存している場合に限る。）に記録されている事項と内容が同一であるものについては、当該事項の記録を省略することができる。
- 9 公社は、第6項から前項までの規定により作成した記録を、以下の場合に応じて、当該記録を作成した日から所定の期間保存するものとする。
- (1) 本人を当事者とする契約書等に基づく個人データの提供の場合の保存期間 最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して1年を経過する日までの間
 - (2) 個人データを継続的に若しくは反復して提供する場合の保存期間 最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して3年を経過する日までの間
 - (3) 上記（1）又は（2）以外の場合の保存期間 当該記録を作成した日から3年間

（第三者提供を受ける際の確認及び記録）

第12条 公社は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第9条第1項各号に該当する場合又は同条5項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の氏名
 - (2) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯
- 2 公社が、第三者から個人データの提供を受ける際の確認を行う方法は、確認を行う事項の区分に応じて、それぞれ次のとおりとする。
- (1) 前項（1）に該当する事項の場合 個人データの提供を受ける第三者から申告を受ける方法その他の適切な方法

- (2) 前項(2)に該当する事項の場合 個人データの提供を受ける第三者から当該第三者による当該個人データの取得の経緯を示す契約書その他の書面の提示を受ける方法その他の適切な方法
- 3 前項にかかわらず、第三者から他の個人データの提供を受けるに際して前項の方法による確認(当該確認について記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。)を行っている事項の確認を行う場合は、当該事項の内容と当該提供に係る確認事項の内容が同一であることの確認を行う方法によるものとする。
- 4 会社は、前3項に基づく確認を行ったときは、以下の区分に応じて以下の事項を記録しなければならない。
- (1) 第9条第2項から第5項までの方法により個人データの提供を受けた場合
- ア 個人データの提供を受けた年月日
 - イ 当該第三者の氏名又は名称
 - ウ 当該第三者の住所
 - エ 当該第三者が法人である場合は、その代表者(法人でない団体の代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)の氏名
 - オ 当該第三者による当該個人データの取得の経緯
 - カ 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項
 - キ 当該個人データの項目
 - ク 個人情報保護法に基づき個人情報保護委員会による公表がされている旨
- (2) 第9条第1項又は第10条第1項に基づく本人の同意を得て個人データの提供を受けた場合
- ア 本人の同意を得ている旨
 - イ 当該第三者の氏名又は名称
 - ウ 当該第三者の住所
 - エ 当該第三者が法人である場合は、その代表者(法人でない団体の代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)の氏名
 - オ 当該第三者による当該個人データの取得の経緯
 - カ 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項
 - キ 当該個人データの項目
- (3) 個人情報取扱事業者ではない第三者から提供を受けた場合
- ア 当該第三者の氏名又は名称
 - イ 当該第三者の住所

ウ 当該第三者が法人である場合は、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の氏名

エ 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

オ 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項

カ 当該個人データの項目

- 5 第1項各号の記載事項のうち、既に作成した記録（保存している場合に限る。）に記録されている事項と内容が同一であるものについては、当該事項の記録を省略することができる。
- 6 第4項の記録は、次項又は第8項に該当する場合を除き、第三者から個人データの提供を受けた都度、速やかに作成しなければならない。
- 7 第4項の記録は、当該第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供（第9条第2項から第5項までの方法により個人データの提供を受けた場合を除く。）を受けたとき、又は当該第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供を受けることが確実であると見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。
- 8 第4項の記録は、本人に対する物品又は役務の提供に関連して第三者から当該本人に係る個人データの提供を受けた場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に記録すべき事項が記載されているときは、当該書面をもって第三者から個人データの提供を受けたときの記録に代えることができる。
- 9 当社は、第4項又第5項により作成した記録を、以下の場合に応じて、当該記録を作成した日から所定の期間保存するものとする。
 - (1) 本人を当事者とする契約書等に基づく個人データの提供の場合の保存期間 最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して1年を経過する日までの間
 - (2) 個人データを継続的に若しくは反復して提供する場合の保存期間 最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して3年を経過する日までの間
 - (3) 上記(1)又は(2)以外の場合の保存期間 当該記録を作成した日から3年間

（個人関連情報の第三者提供の制限等）

第13条 公社は、第三者が個人関連情報（個人関連情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。）を個人データとして取得することが想定されるときは、第9条第1項各号に掲げる場合を除くほか、次に掲げる事項について、あらかじめ個人情報保護委員会規則で定めるところにより確認することをしないで、当該個人関連情報を当該第三者に提供してはならない。

- (1) 当該第三者が当社から個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の当該本人の同意が得られていること。
 - (2) 外国にある第三者への提供にあつては、前号の本人の同意を得ようとする場合において、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報が当該本人に提供されていること。
- 2 会社は、個人データを外国にある第三者（個人情報保護法第28条1項に規定する体制を整備している者に限る。）に提供した場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講じなければならない。
 - 3 前条4項ないし9項の規定は、第1項の規定により会社が確認する場合について準用する。

第3節 個人情報等の登録・保管・廃棄について

(データ内容の正確性の確保等)

第14条 会社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努める。

(安全管理措置)

第15条 会社は、取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(漏えい等の報告等)

第16条 会社は、個人情報保護法に定める個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態（以下「漏えい等」という。）が発生した場合、個人情報保護法その他関係法令等の定めに従い、漏えい等による影響を最小化するための措置を講ずるとともに、個人情報保護委員会への報告、情報主体たる本人への通知等必要な措置を行う。

第4節 構成員及び委託先の監督

(構成員に対する指導・監督)

第17条 会社は、本章第1節ないし第3節の各規定にかかる各事項を具体的に実践するために必要かつ適切な事項を講じ、すべての構成員にこれを遵守

させるものとする。

- 2 会社は、構成員に個人情報等を取り扱わせるにあたり、これが適切に行われるよう監督を行わなければならない。

(委託先の監督)

第18条 会社は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、当該第三者における個人情報保護へ向けた対応の状況等に照らし、委託を行うことの適切性を検討するとともに、会社自らが果たすべき安全管理措置と同等以上の措置が委託先に対しては適切に講じられるように、委託先の適切な選定、委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約の締結又は委託先における個人データの取扱状況の把握その他必要かつ適切な監督を行うものとする。

第5節 本人からの開示等の請求に対する対応

(本人からの請求に対する対応)

第19条 会社は、保有個人データにつき個人情報保護法32条ないし35条の規定に基づき、請求が行われた場合は、これが個人情報に関する本人の権利に基づくものであることを十分に理解した上で、合理的な期間、適切な範囲でこれに応ずるものとする。

(対応の整備)

第20条 会社は、前条の規定にかかる義務を適切に履行するため必要な事項を定め、これに基づき必要な措置を行うものとする。

- 2 会社は、前条の規定にかかる利用目的の通知を求められたとき又は開示の請求を受けたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。

第6節 会社に対する苦情への対応

(会社による苦情の処理)

第21条 会社は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努める。

- 2 会社は、前項の目的を達成するため必要な体制の整備に努める。

問合せ等の窓口の住所、電話番号、受付時間は以下のとおりとする。

(1) 住所

〒120-0034 東京都足立区千住5-13-5 学びピア21
公益財団法人足立区生涯学習振興公社 総務部 企画総務課

(2) 電話番号 03-5813-3724

(3) 受付時間 月曜～金曜（祝日、年末年始等は除く）

9時00分～12時00分、13時00分～17時00分

第7節 仮名加工情報の利用等

（仮名加工情報の利用等）

第22条 会社において仮名加工情報を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定個人を識別できない状態にするために必要なものとして個人情報保護法その他関係法令の定めに則り、会社において定められた加工基準に従い、当該個人情報を加工しなければならない。

2 会社において仮名加工情報を作成するときは、その作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行った加工の方法に関する情報（以下「削除情報等」という。）の漏えいを防止するために必要な安全管理のための措置を講ずる。

3 会社において仮名加工情報を作成するときは、その利用目的を公表し、法令に基づく場合を除き、その公表された利用目的の範囲で利用する。

4 会社において仮名加工情報である個人データ及び削除情報等を利用する必要がなくなったときは、これらを遅滞なく消去するよう努める。

5 会社は、仮名加工情報である個人データを、法令に基づく場合を除き、第三者に提供しない。

6 会社は、仮名加工情報を取り扱うにあたり、作成に用いた個人情報を本人識別するために仮名加工情報を他の情報と照合しない。

7 会社は、仮名加工情報を取り扱うにあたり、電話、郵便若しくは信書便送付、電報送付、電子メール等の送信又は住居訪問のために仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用しない。

8 会社において仮名加工情報を作成・利用するときは、当該仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、当該仮名加工情報の作成その他の取扱いに関する苦情の処理その他の当該仮名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表する。

第8節 匿名加工情報の利用等

（匿名加工情報の利用等）

第23条 会社において匿名加工情報を作成するときは、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないようにするため、個人情報保護法その他関係法令の定めに則り、会社において定められた加工基準に従い、当該個人情報を加工しなければならない。

2 会社において匿名加工情報を作成するときは、その作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行った加工の

方法に関する情報の漏えいを防止するために必要な安全管理のための措置を講ずる。

- 3 公社において匿名加工情報を作成するときは、当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を公表する。
- 4 公社において匿名加工情報を第三者に提供するときは、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示する。
- 5 公社は、匿名加工情報を作成・利用するにあたり、当該匿名加工情報を他の情報と照合せず、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別しない。
- 6 公社において匿名加工情報を作成・利用するときは、当該匿名加工情報の安全管理のために必要な措置、当該匿名加工情報の作成その他の取扱いに関する苦情の処理その他の当該匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置をそれぞれ自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表する。

第3章 個人情報保護へ向けた体制

(総括管理責任者・管理責任者・監査責任者等)

第24条 公社には総括管理責任者、管理責任者及び監査責任者を置くものとし、必要な事項について規程を別途定める。

- 2 本規定による個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るため、理事長の附属機関として公益財団法人足立区生涯学習振興公社個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）を置くものとし、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は別に定める。

(教育)

第25条 総括管理責任者は、公社の業務に従事するすべての構成員に対し、個人情報にかかる個人の権利保護の重要性を理解させ、かつ、個人情報保護の確実な実施を図るため、継続的かつ定期的に教育・訓練を行うように努める。

(監査)

第26条 公社には監査責任者を置くものとし、必要な事項について規定を別途定める。

- 2 監査責任者の指名にあたっては被監査部門からの独立性に配慮しなければならない。

第4章 雑則

(他の制度との調整)

第27条 本規程は、図書館等において閲覧に供され、又は貸し出される図書・資料・刊行物等（以下「図書等」という。）に記録されている個人情報に関する情報と同一の個人情報（同一図書等に記録されている状態、又はこれと同様の状態にあるものに限る。）については適用しない。

(委任)

第28条 本規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(懲戒等)

第29条 会社の構成員及び構成員であった者は、その職務に関し知り得た個人情報等をみだりに第三者に漏えい等し、又は不当な目的で利用等してはならない。

2 会社の構成員が職務上知り得た個人情報を、収集、提供、漏えい、盗用、虚偽報告（必要な報告の不提出・拒否等を含む。）、その他本規程に違反した場合、会社は、公益財団法人足立区生涯学習振興公社就業規程の例により懲戒処分の対象とすることができる。

付 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成17年6月1日から施行する。

付 則

この規程は、公益財団法人足立区生涯学習振興公社の設立登記の平成21年10月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和2年8月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。